

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

宮代町長 新井 康之

宮代町規則第 3 / 号

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年宮代町規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（条例第7条の支給の方法）

第17条 受給者は、医療機関等において医療保険各法に規定する電子資格確認等（医療保険各法に規定する電子資格確認その他医療保険各法の主務省令で定める方法による。）により被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給者証の提示又は次の各号に掲げる方法によりひとり親家庭等医療費の受給者であることの確認を受け、医療費の一部負担金相当額を支払うものとする。

- （1）受給者が、町に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、ひとり親家庭等医療費の受給資格に係る情報（ひとり親家庭等医療費の請求に必要な情報を含む。次号において同じ。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、町から回答を受けて当該情報を医療機関等に提供する方法
- （2）医療機関等が、過去に取得した受給者のひとり親家庭等医療費の受給資格に係る情報を用いて、町に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、町から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（受給者が当該医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）又は訪問看護を受けようとする場合であって、当該医療機関等から前号に掲げる方法による確認を受けてから継続的な療養又は訪問看護を受けている場合に限る。）

（3）その他町長が認める方法

第18条第2項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」）」に改め、同条第3項ただし書及び第7項から第9項までの規定中「支払基金」を「DX審査支払機構」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。